

(別記様式第1号)

|        |       |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和2年度 |
| 計画主体   | 大郷町   |

## 大郷町鳥獣被害防止計画

### 【連絡先】

担当部署名 大郷町 農政商工課  
所在地 黒川郡大郷町粕川字西長崎5番地8  
電話番号 022-359-5503  
FAX番号 022-359-3287  
メールアドレス nosei@town.miyagi-osato.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の水類、被害防止計画の期間及び地域

|      |   |
|------|---|
| 対象鳥獣 | カルガモ、ハシブトガラス・ハシボソガラス(以下「カラス」という。)、ツキノワグマ、イノシシ |
| 計画期間 | 令和3年度～令和5年度                                   |
| 対象地域 | 宮城県黒川郡大郷町                                     |

2.

## 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状(令和2年度)

| 鳥獣の種類  | 被害の現状 |                     |
|--------|-------|---------------------|
|        | 品目    | 被害数値                |
| カルガモ   | 水稻    | 面積:100a 金額:1,000 千円 |
| カラス    | 水稻、果樹 | 面積:100a 金額:1,200 千円 |
| ツキノワグマ | 果樹、野菜 | 面積:10a 金額:100 千円    |
| イノシシ   | 野菜、水稻 | 面積:80a 金額:800 千円    |

### (2) 被害の傾向

#### ・ツキノワグマ

町内全域で毎年確認されているが、例年出没する地域の傾向がある。被害は果樹が主であり、農作物被害としては大きくないが、人的被害も懸念されることから、対策を講じる必要がある。

#### ・イノシシ

食害や踏み倒し及びほ場の掘削被害が通年発生している。今後、頭数及び被害の拡大が想定されることから対策を講じる必要がある。

#### ・カルガモ、カラス

水稻及び果樹等への被害が町内全域で確認されており、その被害は拡大傾向にはないものの、対策を講じる必要がある。

### (3) 被害の軽減目標

| 指標     | 現状値(令和2年度)          | 目標値(令和5年度)       |
|--------|---------------------|------------------|
| カルガモ   | 面積:100a 金額:1,000 千円 | 面積:80a 金額:800 千円 |
| カラス    | 面積:100a 金額:1,200 千円 | 面積:80a 金額:960 千円 |
| ツキノワグマ | 面積:10a 金額:100 千円    | 面積:5a 金額:50 千円   |
| イノシシ   | 面積:80a 金額:800 千円    | 面積:40a 金額:400 千円 |

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策                             | 課題  |
|---------------|---|---|
| 捕獲等に関する取組     | ・大郷町鳥獣被害対策実施隊と大郷町農作物有害鳥獣対策協議会が連携し、捕獲している。 | ・駆除隊員の高齢化や多職業化により担い手が不足している。<br>・イノシシの生息が町全域で確認されているが、対応のノウハウが不足している。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | ・防護柵の設置実績なし。                              | ・イノシシ被害の拡大が想定されることから、広域的な防護柵設置の検討が必要になってくる可能性がある。                     |

#### (5) 今後の取組方針

##### ・ツキノワグマ

被害が恒常化する果樹園等においては、電気柵等を設置して被害防止に努める。また、人畜等への被害が想定される場合には、箱わな等による捕獲を実施する。

##### ・イノシシ

生息状況や被害状況を確認しながら、銃器及び箱わな等での捕獲を実施する。また、多頭数となった場合には、電気柵等を設置して進入防止と農作物被害の軽減に努める。

##### ・カルガモ、カラス

春・秋に銃器による予察捕獲を実施し、一定の効果が得られていることから、今後も継続して町内全域を対象に実施する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

大郷町鳥獣被害対策実施隊と大郷町農作物有害鳥獣対策協議会が連携し、対象鳥獣の捕獲を実施する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

| 年度                  | 対象鳥獣           | 取組内容   |
|---------------------|----------------|--|
| 令和3年度<br>～<br>令和5年度 | ツキノワグマ<br>イノシシ | ・箱わな、ぐくりわな等の捕獲機材を購入し、わなの設置数拡大。<br>・狩猟・わな免許取得の奨励。 |

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |        |       |       |
|---------------|--------|-------|-------|
| 対象鳥獣          | 捕獲計画数等 |       |       |
|               | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ツキノワグマ        | ※頭     | ※頭    | ※頭    |
| イノシシ          | 120頭   | 120頭  | 120頭  |
| カルガモ          | 200羽   | 200羽  | 200羽  |
| カラス           | 300羽   | 300羽  | 300羽  |

※ツキノワグマについては、被害防除対策を行った上で、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合に捕獲する。

| 捕獲等の取組内容  |
|---|
| ・ツキノワグマについては、被害の実態に即して、銃器・わなを用いた捕獲を実施する。                        |
| ・イノシシについては、農作物の被害報告が年間を通して寄せられるため、銃器・わなを用いた捕獲を通年実施する。           |
| ・カラス及びカルガモについては、町内全域の水田・果樹園等において、銃器を用いた予察捕獲を4月から9月にかけて重点的に実施する。 |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容   |
|---|
| 被害の防止として、わな又はライフル銃以外の猟銃を使用した捕獲を実施しているが、被害の発生が継続する場合及び人命又は財産に係る被害が生じる恐れがある場合に、ライフル銃による捕獲を実施する。 |

### (4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| なし   | なし   |

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣           | 整備内容       |       |       |
|----------------|------------|-------|-------|
|                | 令和3年度      | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ツキノワグマ<br>イノシシ | 地域取組での計画なし |       |       |

##### (2) その他被害防止に関する取組

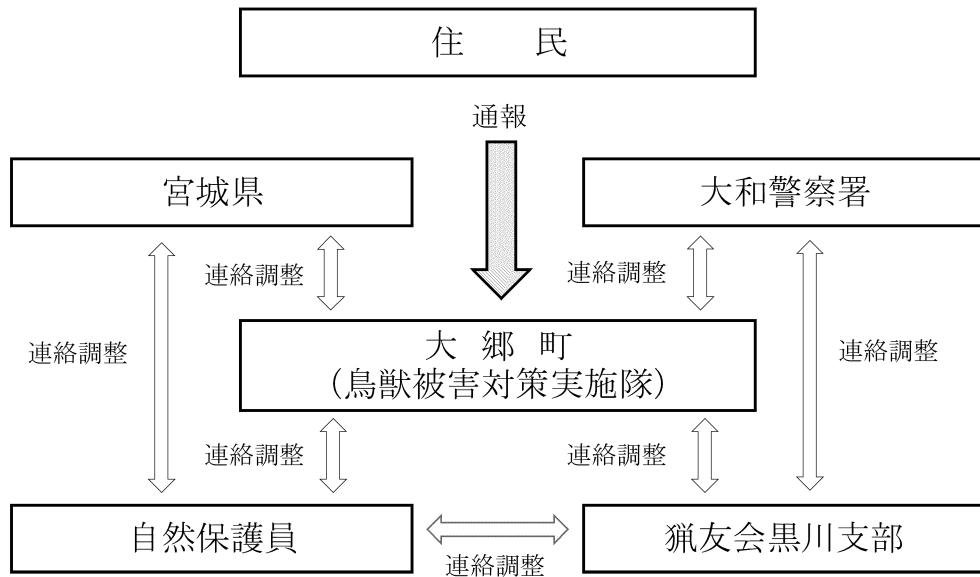
| 年度                  | 対象鳥獣        | 取組内容   |
|---------------------|-------------|--|
| 令和3年度<br>～<br>令和5年度 | ツキノワグマ、イノシシ | 緩衝地帯を設置できる場所を調査し、耕作放棄地等を解消しながら、該当地区・住民の協力を得て緩衝地帯をできる限り設ける。 |
|                     | カルガモ、カラス    | 生息地や行動範囲等を把握し、効率的な捕獲に努める。                                  |

#### 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称     | 役割  |
|--------------|---|
| 宮城県仙台地方振興事務所 | 有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止の指導・支援・捕獲許可を行う。  |
| 大和警察署        | 有害鳥獣関連情報提供及び地域巡回、警戒広報等を行う。また、市街地にクマ等が現れ、人命又は財産に重大な危険が迫っている等の緊急事態において、実施隊員への猟銃使用許可を行う。       |
| 大郷町          | 各関係機関への連絡・調整・情報収集及び地域住民への周知、巡回を行う。また、市街地にクマ等が現れ、人命又は財産に重大な危険が迫っている等の緊急事態において、実施隊員への出動命令を行う。 |
| 大郷町鳥獣被害対策実施隊 | 有害鳥獣関連情報の提供及び地域巡回、鳥獣被害対策(捕獲)を実施する。  |
| 宮城県猟友会黒川支部   | 有害鳥獣関連情報の提供及び地域巡回、捕獲活動の実施・調整を行う。  |
| 宮城県自然保護員     | 有害鳥獣関連情報の提供及び地域巡回等を行う。  |

## (2)緊急時の連絡体制



### 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設処理又は自家消費を適正に行う。

### 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

他市町村の事例等を参考とし、有効な利用を検討・実施する。

### 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

#### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

| 被害防止対策協議会の名称:大郷町農作物有害鳥獣対策協議会 |  |
|------------------------------|--|
| 構成機関の名称                      | 役 割  |
| 大郷町                          | 事務局として会議等を開催し、構成員の情報共有・連携を図るとともに、各事業を運営する。     |
| 新みやぎ農業協同組合<br>あさひな地区本部       | 農作物被害状況等の情報提供及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う。 |
| 宮城県農業共済組合                    | 農作物被害状況等の情報提供及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う。 |
| 宮城県自然保護員                     | 有害鳥獣の捕獲に係る情報や、生息状況等に関する情報の提供を行う。               |
| 宮城県獵友会黒川支部大郷分会               | 有害鳥獣の捕獲に係る情報や、生息状況等に関する情報の提供を行う。               |
| 大郷町鳥獣被害対策実施隊                 | 対象鳥獣の捕獲や防護柵の設置等、被害防止の実践的活動を行う。                 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称      | 役 割                                |
|--------------|------------------------------------|
| 宮城県仙台地方振興事務所 | 有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止の指導・支援を行う。        |
| 大郷町農業委員会     | 遊休農地、耕作放棄地等に関する情報や、農作物被害状況等情報提供する。 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年4月より設置。隊員数は15人以内とし、宮城県猟友会黒川支部に加入している者及び町職員で構成される。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農林水産省に登録されている「農作物鳥獣被害対策アドバイザー」制度等を活用しながら地区・住民への被害防止対策の普及啓発を図る。

9. その他被害防災施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施にあたり、宮城県第12次鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら実施する。